



問 ウォーターPPPには、水の公共責任の観点から問題がある

ウォーターPPP（上下水道管理・更新一体マネジメント方式）の検討をするとしているが、導入に対するデメリットや懸念事項はないのか。

また、「ウォーターPPPを導入しなければ下水道管渠改築への国費支援を打ち切る」と国が言っている。下水道事業に多額の費用がかかるのは当然なのに、問題があるものを実質強制するのは、地方自治体の自治権の侵害ではないか。

答 国の財政支援が受けられるよう動向を注視していく

現在、津市上下水道管理・更新一体マネジメント方式検討支援業務委託を実施中であり、ウォーターPPP導入のデメリットや課題についてはこれから検討していくことになるが、仮に問題があるとすれば問題がないような要求水準書を作成することで解決していく。現在、国費の支援に関してはウォーターPPP導入の要件化が示されているが、下水道管の更新には莫大な費用がかかることから、国の動向を注視し、仮に津市がウォーターPPPに進めなかったとしても国の財政支援が受けられるよう、様々な機会を捉えて要件化の改善を国に求めている。

その他の質疑・質問

- 内水ハザードマップが地域に配布されたが、ここで示されるグレーや白の色付けの意味は
- 河芸地域の建設発生土処分事業の委託の状況は
- 猛暑から市民の命を守るために、全ての生活保護世帯へのエアコン設置補助を
- 学校体育館へのエアコン設置における中東・イラン情勢による部材調達などへの影響は など

内水ハザードマップで白い場所でも、0.1メートル未満の浸水の可能性があることになる



みてみよう 聴いてみよう



本会議や委員会は傍聴することができます。本会議の傍聴を希望される方は傍聴受付で、また、委員会の傍聴を希望される方は議会事務局窓口で、住所、氏名をご記入の上、傍聴席へ入場していただきます。

- 開会時刻は、午前10時の予定です。
- 本会議は議場、委員会は委員会室で行う予定です。（いずれも市本庁舎議会棟3階）
- 傍聴席の定員は、議場56人、委員会室5人で、先着順に受け付けています。
- 議場傍聴席には車いす用リフトがあり、車いすのまま傍聴することができます。
- 本会議では聴覚障がいまたは音声・言語機能障がいの身体障害者手帳を所持されている方の希望に応じて、手話通訳や要約筆記を行っています。希望される日の7日前までに議会事務局へ申請してください。詳しくは、津市議会ホームページをご覧ください。Eメール（229-3222@city.tsu.lg.jp）またはファクス（229-3337）などで事務局へお問い合わせください。
- 議場では、補聴用受信機を貸し出していますので、必要な方は、傍聴受付にてお申し出ください。



補聴用受信機



車いす用リフト



要約筆記の様子